✡✡✡✡✡✡ 日本獣医師会学会だより ✡✡✡✡✡✡

日本産業動物獣医学会・日本小動物獣医学会・日本獣医公衆衛生学会

---------- 日本獣医師会学会からのお知らせ ----------

☆平成22年度 日本獣医師会学会合同理事会議事概要

Ⅰ　日　時：平成23年2月12日(土)　12：00～12：45

Ⅱ　場　所：岐阜都ホテル2階・漣

Ⅲ　出席者：

【日本獣医師会役員】

山根義久（会　長）

大森伸男（専務理事）

酒井健夫（学術担当理事）

【日本獣医師会学会役員】

【日本産業動物獣医学会】

中尾敏彦（会　長／元山口大学教授）

明石博臣（副会長／東京大学教授）

佐藤　繁（副会長／岩手大学教授）

加茂前秀夫（監　事／東京農工大学教授）

他，理事・監事　15名

【日本小動物獣医学会】

佐藤れえ子（会　長／岩手大学教授）

丸尾幸嗣（副会長／岐阜大学教授）

日笠喜朗（副会長／鳥取大学教授）

他，理事・監事　14名

【日本獣医公衆衛生学会】

石黒直隆（会　長／岐阜大学教授）

丸山総一（副会長／日本大学教授）

他，理事・監事　15名

Ⅳ　議　事：

(1) 議　　題

第1号議案　学会組織の位置づけと学会関係事業運営の件

第2号議案　平成21年度 事業及び収支決算報告の件（監査報告を含む.）

第3号議案　平成22年度 事業中間報告の件

第4号議案　平成23年度 事業計画及び収支予算等の件

第5号議案　平成22年度 日本獣医師会学会合同定期総会に付議する事項

(2) 報告事項

平成23年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件

Ⅴ　会議概要：

会議の冒頭，日本獣医師会の山根会長と酒井学術担当理事から挨拶があった後，酒井理事が議長となり，次のとおり議事が執り行われた.

第1号議案　学会組織の位置づけと学会関係事業運営の件

酒井議長が，本理事会の議事録を事務局が作成するよう指示したうえで，今後の学会組織の位置づけと学会関係事業の運営について，これまで行われてきた検討の経過や見直しの方向・内容，当面の対応等を中心に説明報告が行われ，第1号議案は異議なく承認された.

第2号議案　平成21年度 事業及び収支決算報告の件（監査報告を含む.）

平成21年度の事業及び収支決算について事務局から説明報告が行われた．続いて，学会監事を代表して日本産業動物獣医学会の加茂前監事から，「平成21年度における業務執行及び会計処理は的確適正に行われている」旨の監査報告が述べられた後，第2号議案は原案どおり異議なく承認された.

第3号議案　平成22年度 事業中間報告の件

平成22年度の事業中間報告について事務局から説明報告が行われ，本議案は原案どおり承認された.

第4号議案　平成23年度 事業計画及び収支予算等の件

平成23年度の事業計画及び収支予算等について事務局から提案説明が行われ，本議案は原案どおり承認された.

第5号議案　平成22年度 日本獣医師会学会合同定期総会に付議する事項

酒井議長から，本合同理事会で議決された第1号議案から第4号議案を平成22年度日本獣医師会学会合同定期総会の議案とすることについて提案があり，異議なく承認された.

報告事項　平成23年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件

続いて酒井議長から，平成23年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会は以下のとおり開催を計画していることが報告された.

《平成23年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会》
主　催：社団法人 日本獣医師会
共　催：社団法人 北海道獣医師会
会　期：平成24年2月3日(金)～5日(日)
会　場：札幌コンベンションセンター
《平成24年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会》
主　催：社団法人 日本獣医師会
共　催：公益社団法人 大阪市獣医師会
協　力：近畿地区連合獣医師会
会　期(予定)：平成25年2月9日(土)～11日(祝・月)
会　場：未　定
《平成25年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会》
主　催：社団法人 日本獣医師会
共　催：社団法人 千葉県獣医師会
協　力：関東地区獣医師会連合会
会　期：未　定
会　場：未　定

☆平成22年度日本獣医師会学会合同定期総会議事概要

Ⅰ　日　時：平成23年2月12日(土)　13：00～13：45
Ⅱ　場　所：岐阜都ホテル 2階・漣
Ⅲ　出席者：
【日本獣医師会役員】
山根義久（会　長）
酒井健夫（学術担当理事）
【日本獣医師会学会役員】
【日本産業動物獣医学会】
中尾敏彦（会　長／元 山口大学教授）
明石博臣（副会長／東京大学教授）
佐藤　繁（副会長／岩手大学教授）
加茂前秀夫（監　事／東京農工大学教授）
他，理事・監事
【日本小動物獣医学会】
佐藤れえ子（会　長／岩手大学教授）
丸尾幸嗣（副会長／岐阜大学教授）
日笠喜朗（副会長／鳥取大学教授）
他，理事・監事
【日本獣医公衆衛生学会】
石黒直隆（会　長／岐阜大学教授）
丸山総一（副会長／日本大学教授）
他，理事・監事
【日本獣医師会獣医学術賞協賛会社】
【産業動物部門】
大橋秀一（日本全薬工業株式会社 取締役開発部長）
【小動物部門】
萩原　誠（共立製薬株式会社 執行役員営業本部長）
【公衆衛生部門】
西原耕一（日本ハム株式会社 総務部長）
【日本獣医師会学会会員】
約100名
Ⅳ　会議概要：
会議の冒頭，日本獣医師会の山根会長と酒井学術担当理事から挨拶があった後，学会合同定期総会は次のとおり執り行われた．

1　平成22年度日本獣医師会学会長賞・獣医学術賞の発表と賞の授与

酒井理事から，平成22年度の学会長賞及び獣医学術賞の発表が行われ（以下参照），受賞者代表として，産業動物分野は産業動物部門獣医学術功労賞を受賞した川村清市先生に，小動物分野は小動物部門獣医学術功労賞を受賞した大西堂文先生に，公衆衛生分野は公衆衛生部門獣医学術功労賞を受賞した森田千春先生に対し，山根会長から賞状が，協賛会社の代表者からそれぞれ副賞（調査研究奨励費）が授与された．

【日本産業動物獣医学会長賞】
牛出血性腸症候群（HBS）の病理学的検索とその考察
大脇茂雄（北海道オホーツク農業共済組合北見家畜診療所）　他

【日本小動物獣医学会長賞】
生後1～2カ月齢の子犬2,000例に対するスクリーニング的心エコー図検査結果
田口大介（グリーン動物病院(岩手県)）　他

【日本獣医公衆衛生学会長賞】
埼玉県で捕獲されたアライグマにおける人獣共通感染症病原体の保有状況調査
近　真理奈（埼玉県衛生研究所）　他

【日本獣医師会獣医学術賞(産業動物部門)】
獣医学術奨励賞：
妊娠末期における母牛の栄養状態が出生後の黒毛和種産子の末梢血白血球ポピュレーションに及ぼす影響
田波絵里香（小比類巻家畜診療サービス(青森県)）　他

獣医学術学会賞：
牛出血性腸症候群（HBS）の病理学的検索とその考察
大脇茂雄（北海道オホーツク農業共済組合北見家畜診療所）　他

獣医学術功労賞：
牛の代謝病に関する研究とその応用・普及
川村清市（北里大学・名誉教授）

【日本獣医師会獣医学術賞（小動物部門）】
獣医学術奨励賞：
犬の胆道造影CT検査におけるイオトロクス酸メグルミン投与量と胆道系のCT値および胆道系描出の経時的変化
宇野雄博（宇野動物病院(愛媛県)）　他

獣医学術学会賞：

生後1～2カ月齢の子犬2,000例に対するスクリーニング的心エコー図検査結果

田口大介（グリーン動物病院(岩手県)）　他

獣医学術功労賞：

小動物臨床における各種診断法の向上等による臨床獣医学の発展への貢献

大西堂文（山口大学・名誉教授）

【日本獣医師会獣医学術賞(公衆衛生部門)】

獣医学術奨励賞：

豚サーコウイルス2型および豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルスに感染した肥育豚からの*Cryptosporidium parvum* pig genotype Ⅱと*Cryptosporidium suis*の検出

油井　武（埼玉県中央家畜保健衛生所）　他

獣医学術学会賞：

埼玉県で捕獲されたアライグマにおける人獣共通感染症病原体の保有状況調査

近　真理奈（埼玉県衛生研究所）　他

獣医学術功労賞：

国際連携に基づく人獣共通感染症の疫学研究

森田千春（元酪農学園大学・教授）

2　議　　事

議事は，酒井理事が議長となり，以下のとおり行われた．

第1号議案　学会組織の位置づけと学会関係事業運営の件

酒井議長が，本定期総会の議事録は事務局が作成するよう指示したうえで，今後の学会組織の位置づけと学会関係事業の運営について，これまで行われてきた検討の経過や見直しの方向・内容，当面の対応等を中心に説明報告が行われ，第1号議案は異議なく承認された．

第2号議案　平成21年度事業及び収支決算報告の件（監査報告を含む．）

平成21年度の事業及び収支決算について事務局から説明報告が行われた．続いて，学会監事を代表して日本産業動物獣医学会の加茂前監事から，「平成21年度における業務執行及び会計処理は的確適正に行われている」旨の監査報告が述べられた後，第2号議案は原案どおり異議なく承認された．

第3号議案　平成22年度事業中間報告の件

平成22年度の事業中間報告について事務局から説明報告が行われ，本議案は原案どおり承認された．

第4号議案　平成23年度事業計画及び収支予算等の件

平成23年度の事業計画及び収支予算等について事務局から提案説明が行われ，本議案は原案どおり承認された．

報告事項　平成23年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件

続いて酒井議長から，平成23年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会は以下のとおり開催を計画していることが報告された．

《平成22年度日本獣医師会学会合同理事会議事概要・報告事項と同様（315頁参照）》

新たな日本獣医師会学会学術誌の投稿規程が制定されました.

７月１日から新規程に基づく投稿をお願いします.

このたび日本獣医師会学会組織の見直しによる学会関係規程の整備の一環として，現行の各獣医学術分野学会ごとに定めている「日本産業動物獣医学会誌編集委員会規程」,「日本小動物獣医学会誌編集委員会規程」及び「日本獣医公衆衛生学会誌編集委員会規程」（平成２年２月27日制定）は廃止し，これらを整備，一元化した「日本獣医師会学会学術誌編集等規程」を新たに制定（平成23年４月１日制定）いたしましたので，お知らせいたします.

なお，新規定は，７月１日より施行いたしますので，新規原稿，修正原稿投稿の際は，変更となる次の点に留意して投稿くださいますようお願い申し上げます.

日本獣医師会学会学術誌投稿規程（平成23年４月１日制定）の制定に伴い留意すべき事項

1　投稿資格関連（第２条第１項）

筆頭著者は，本会の構成獣医師及び賛助会員（個人に限る）としますが，これ以外の者が投稿する際は，投稿料（審査料 10,000円，掲載料 50,000円）を納付が必要となります．なお，共著者は資格を問いません.

2　投稿要領関連（第６条）

(1) 投　稿　票

投稿票（323頁別記様式）に必要事項を記載し，著者全員が署名の上，原稿に同封願います.

(2) 投稿原稿数

従前の５部から，正副あわせて４部となります

(3) 掲載原稿枚数

次の表のとおり一部の区分について原稿枚数（刷り上り頁）を変更します（従前より刷り上がり１頁増加します）.

掲載区分	投稿原稿枚数		刷り上り頁数
	400字詰原稿用紙（25字×16行）	A4判ワープロ等（25字×24行）	
総　説	36枚	24枚	６頁以内
原　著	30枚	20枚	５頁以内
短　報	24枚	16枚	４頁以内

(4) 学術部門名

学会学術誌の構成が，これまで各獣医学術分野別学会３誌（「日本産業動物獣医学会誌」,「日本小動物獣医学会誌」及び「日本獣医公衆衛生学会誌」）から，一元化され，獣医学術に関する３部門（「産業動物臨床・家畜衛生関連部門」,「小動物臨床関連部門」及び「獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門」）となり，原稿，封筒には，希望する獣医学術部門名を記載ください.

なお，従前の学会誌名で投稿，採用された原稿につきましても，獣医学術部門として審査，掲載（本号より変更）いたします.

3　執筆要領関連（第７条）

(1) 動 物 実 験

動物実験を行った場合,「材料及び方法」に，所属研究機関の動物実験ガイドライン（指針）及び動物実験委員会を有する際は，ガイドライン（指針）の適用及び同委員会の許可を得て実験を行った旨をその名称とともに記載ください.

(2) 図・表・写真

写真等デジタル画像を用いる際は，明瞭な印刷ができるよう光沢紙等の専用紙を用いてください.

(3) 引 用 文 献

引用文献の欧文誌名の省略については「List of Journals Indexedin Index」によるものとしていましたが，医学文献索引集の発行が停止されたため,「Journal Title Abbreviations」によるものとします.

4　著　作　権（第８条）

学会学術誌の著作権については，日本獣医師会雑誌編集等規程第６条の規定に基づき，掲載されたすべての記事の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は，日本獣医師会に帰属します.

5　著者負担金（第９条）

上記１の投稿料，超過頁の印刷料，原図の作成料，写真等のカラー印刷料，別刷りの印刷料は，著者が負担するものとして，実費相当額として別に定める（詳細は，325頁「日本獣医師会学会学術誌に係る著者負担金について」を参照願います）こととし，７月１日より施行します（投稿料は，同日投稿分から，超過頁等は，第64巻第７号掲載分より適用されます）.

日本獣医師会学会学術誌投稿規程

（平成23年7月1日施行）

（目　　的）

第1条　この規程は，日本獣医師会学会学術誌編集等規程（以下「編集規程」という.）第4条第2号の規定に基づき，編集規程第1条に規定する学会学術誌への投稿方法，投稿区分等投稿に関する事項を定めるものである.

（投稿資格及び条件）

第2条　筆頭著者となることのできる者は，社団法人日本獣医師会定款施行細則第2条の2第1項で定める日本獣医師会の会員構成獣医師又は社団法人 日本獣医師会定款第13条第1項で定める賛助会員（個人に限る.）とするが，これ以外の者が筆頭著者となるにあたっては，原則として別に定める投稿料を納付するものとする.

2　投稿の条件は，次のとおりとする.

(1) 投稿原稿の範囲は，獣医学術の振興・普及及び調査研究の推進に関する学術論文等とし，他誌へ未発表かつ未投稿のものとする.

(2) 投稿原稿の根拠とする症例又は動物実験における動物の取り扱いは，動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）に基づき，動物愛護の趣旨に則し，適正な対応がなされており，動物を用いた研究は，次の条件を満たしていなければならない.

イ　人又は動物の保健衛生に関する学術の進歩及び社会福祉の向上のために十分意義あるものであること.

ロ　必要最小限の数の動物を用いており，他の手段では代替できないものであること.

ハ　動物の不必要な苦痛を避けるために十分な獣医学的配慮がなされていること.

（原稿の受付日及び採用日）

第3条　投稿原稿は，事務局に到着した日を受付日とし，日本獣医師会学会運営規程第7条第1項第4号に基づき設置する獣医学術学会誌編集委員会（以下「委員会」という.）が採択を決定した日を採用日とする.

（原稿審査の手順等）

第4条　投稿原稿の審査及び採否に係る事項は，次の手順により行う.

(1) 事務局に投稿された原稿については，編集規程第3条第4号で定める委員長及び同条第5号で定める副委員長により受付の可否を判断する.

(2) 受付けた原稿は，副委員長が編集委員の中から選任する担当編集委員により審査に付される.

(3) 担当編集委員は，内容に応じて専門家に原稿の審査を依頼することができる.

(4) 担当編集委員は，審査の結果，新規性，有用性，信頼性，論文の完成度等をもって本誌への掲載が適正と判断した原稿について採択する．ただし，審査の過程で著者へ修正を求め，再審査を行うことがある.

(5) 採択された原稿は原則として採用順に掲載し，不採用とされた原稿は委員長及び副委員長の確認を経て，速やかに著者へ返送される.

（投稿の区分）

第5条　学会学術誌の投稿区分は，原則として次のとおりとする.

(1) 総　　説：学界において認められた業績，最近の国内外の研究又は獣医界の研究動向等を解説したもの

(2) 原　　著：獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する研究論文

(3) 短　　報：獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する新しい知見，症例報告等，速報的な短い論文

(4) 技術講座：獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する技術及び検査方法等を教育的に解説したもの

(5) 資　　料：獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する学術情報，統計等を解説的に紹介したもの

2　投稿区分は，前項の規定によるほか，必要に応じ委員会において希望投稿区分を変更，そのものに限定した区分名称を付すことができる.

（投 稿 要 領）

第6条　投稿要領は，次のとおりとする.

(1) 投稿原稿には，別紙様式による投稿票に所定の事項を記載したものを同封する.

(2) 投稿原稿は，正副あわせて4部を提出するものとする.

(3) 原稿は，A4判400字詰めの原稿用紙を用い，横書きとする．また，ワープロを使用して原稿を作成する場合は，A4判用紙を使用し，1頁（片面）を25字×24行として行間を十分あけ，明朝体を用い横書きでページを付す.

(4) 原稿の枚数【表題，和文要約，英文要約（SUMMARY），本文，図（写真を含む）・表等すべて】及び刷り上り頁数は，次の表のとおりとする．なお，

これを超過している場合は，投稿原稿を受け付けないことがある．

掲載区分と投稿原稿枚数

掲載区分	投稿原稿枚数		刷り上り頁数
	400字詰原稿用紙（25字×16行）	A4判ワープロ等（25字×24行）	
総　説	36枚	24枚	6頁以内
原　著	30枚	20枚	5頁以内
短　報	24枚	16枚	4頁以内
技術講座	24枚	16枚	4頁以内
資　料	12枚	8枚	2頁以内
学会関係情報	学会の活動状況，関連集会の開催等，学術関係情報の提供など		

(5) 原稿は，封筒の表面左側に「産業動物臨床・家畜衛生関連部門原稿」，「小動物臨床関連部門原稿」又は「獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門原稿」と投稿を希望する獣医学術部門名を明示したうえで，事務局あてに送付する．ただし，必要に応じ委員会において投稿を希望する学術部門を変更することがある．

（執 筆 要 領）

第7条　執筆要領は，次のとおりとする．

(1) 原著及び短報

イ　用　語：原稿の記述はすべて和文とし，現代かなづかいを使用する．漢字は専門用語を除いて常用漢字の範囲にとどめる．また，略称を使用する場合は，論文中で初めて使用する箇所で完全な単語を掲げ，その後に略称をカッコ内に表示する．学名及び常用されているラテン語等，イタリックで示すものにはアンダーラインを付す．数字は算用数字を用い，度量衡の単位及び略語はCGS単位またはSI単位を用いる．また，数字及び英字は2字で1文字とし，ワープロの場合は半角文字を用いる．

〔例〕度量衡の単位及び略語：

mol，mmol，N，%，m，cm，mm，μm，nm，pm，cm^2，kl，dl，l，ml，μl，kg，g，mg，μg，ng，pg，hr，min，sec，rpm，Hz，Bq，cpm，dpm，ppm，ppb，℃，J，pH，LD_{50}，IU，kDa

外国語―外国人名，外国機関名等は，原語のまま第1字を大文字で記述する．ただし，国名，地名等は原則としてカタカナで表示する．

動植物名―動植物名は，原則として漢字を使用する．ただし，一般的に使用されているものに限り，それ以外のものはカタカナで表示する．

薬品・機器名―薬品名は，原則として一般名または局方名を使用し，カタカナで表示する．また，機器名等は原則として一般に使われている名称を和文で表示する．

ロ　第1頁（表紙）：最上段左側に部門名，希望投稿区分及び「新規」（新規投稿原稿の場合）あるいは「継続」（継続審査原稿の場合）の表示を赤字で明記する．次いで，表題，著者名，所属機関名及び所在地住所（郵便番号を含む）を和文で記載する．表題は，研究内容を的確かつ端的に表現したものとし，原則として副題は付けない．著者の所属は，研究実施時の所属機関とする．ただし，筆頭著者に所属の異動があった場合は，著者が希望すれば，現所属機関名及び住所を付記することができる．また，最下段には連絡責任者の所属，住所，電話番号，ファックス番号及び電子メールアドレスを記入し，別刷を希望する場合には必要部数を赤字で明記する．さらに，表題が28字を超える場合には，28字以内の柱（ランニングヘッヘッド）を記入する．

ハ　第2頁（和文要約）：字数は360字以内とし，論文内容を要約して明確に述べる．要約の最下段には，原著では5語以内，短報では3語以内の日本語のキーワードを英文のKey wordsに対応する順で記載する．

ニ　第3頁（英文要約(SUMMARY)）：英文の表題，著者名，筆頭著者の所属機関名及び所在地住所（郵便番号を含む）を記載する．筆頭著者の所属機関は研究実施時のものとする．ただし，所属の異動があった場合は，著者が希望すれば現所属機関及び住所を付記することができる．次いで，250ワード以内の英文要約を行間広げて記載する．英文要約（SUMMARY）の最下段にはKey wordsをABC順に記載する．

ホ　第4頁以降は本文とし，原則として次の項目に区分して記述する．ただし，短報では必ずしも項目別に区分して記述する必要はないが，内容はこれらの項目に従って記述する．なお，記述にあたっては，数字を用いて項目分けすることはしない．

緒言＝見出しは付けず，研究目的を理解するうえで必要な背景に的を絞って，問題点を明確に記述する．

材料及び方法＝実験の追試ができるような内容で記述する．入手容易な文献に記載された方法等を使用する場合は，文献引用のみとし，改めて方法等を記述する必要はないが，入手困難な文献，部分的修正を加えた方法を用いる場合等には，簡明に内容を記述する．また，新しい方法，複雑な方法等は，詳細にしかも理解しやすく整理して記述する．なお，本文中に一般名等で記載した薬品機器等の商品名及びメーカー等は，一般名称の直後に

括弧内で記載する．さらに第２条第２項第２号に基づき，動物実験については，所属研究機関の動物実験ガイドライン（指針）及び動物実験委員会を有する際は，ガイドライン（指針）の適用及び同委員会の許可を得て実験を行った旨をその名称とともに記載する．

成績＝各項目ごとに分けて，「材料及び方法」の項で述べた順序に合わせて記述する．内容は十分に推敲し，必要事項のみを明確に記述する．また，結果の解釈は考察に記述する．

図・表・写真＝図（イラストレーションを含む）は，黒インクでA4版の白紙または青色方眼紙を用いて，表題を付け，必要な成績のみを理解しやすくまとめる．なお，図は原図から直接製版できるものを提出する（印刷工程の際，新たに作図する経費等は著者負担とする）．

表は，縦罫線を入れないで作成する．

写真は，白黒でコントラストの明瞭なものとし，表題と簡単な説明を付け，原寸印刷が可能なように必要部分を横7.8cm，縦6.0cmまたは横15.5cm，縦10.0cmに整形して台紙に貼付する（全体を糊付けするのではなく，コーナーのみを糊付けする）．また，カラー印刷を希望する場合は，その旨を明記する（費用は著者負担とする）．なお，写真は図と併せて一連の番号を付け，初回投稿時には４部すべての原稿にオリジナルを添付する．（修正原稿提出時には変更がない限りコピーでも可とする）．デジタル画像を用いる際は，明瞭な印刷ができるよう光沢紙等の専用紙を用いる．

図及び表は，１点をそれぞれ１枚の台紙に貼付（デジタル画像も１枚ごとに印刷）し，写真とともに原稿の最後にまとめて添付する．さらに，それらの挿入位置を本文の右欄外に赤字で明記する．

考察＝得られた実験成績について，従来の学説，既報の成績等に照らし合わせてどのように解釈し評価（意義付け）するかを論述する．ただし，文脈上やむを得ない場合を除いて，「緒言」及び「成績」で記述したことを重複して述べない．なお，謝辞は本文の文末に入れることができる．

引用文献＝研究に密接に関係のあるものを引用する．引用できる文献は，学会誌，専門的学術誌あるいは専門書とし，学会抄録，講演会テキスト，レフリー制度のない商業雑誌等は原則として引用できない．引用文献は，文中に最初に引用された順に配列し，本文中では引用箇所に［1, 2-5］のように記載する．記述は，著者名，論文のタイトル名，誌名，巻，頁，年次とする．

また，単行本の場合は，著者名，記事のタイトル名，書名，訳者名，編者名，版，頁，発行者，発行地，年次とする．

和文誌名は原則として省略しない．ただし，慣例的に使用されているのものはこの限りではない（例：日獣会誌，日獣誌など）．欧文誌名の省略はJournal Title Abbreviationsによる．指定のないものは省略しない．

また，著者は次の具体例を参考に全員列記する．なお，訳者は１名のみ記載し，その他は和文では「他」とし，英文では「et al」とする．

【引用文献の具体例】

（本例は，ワープロで記述しやすい方法で表示したものである．）

○雑誌の場合

［１］ 青山太郎，青山花子，赤坂次郎：子牛の開放性骨折の１例，日獣会誌，45，115-120（1992）

［２］ 青山太郎，青山花子，江戸三郎，東京　愛：犬のレプトスピラ症の抗原検出法，日獣誌，30，135-138（1992）

［３］ Aoyama T, Aoyama H : The welfare of animals, Jpn J Vet Sci, 54, 120-124 (1989)

［４］ Aoyama T, Aoyama H, Kanda J : A survey of heavy-metal contamination in inported seafood. J Vet Med Sci, 54, 126-130 (1992)

［５］ Aoyama T, Aoyama H, Suzuki K, Tanaka S, Takahashi Y : Pathogenicity of the aino virus in japan, Am J Vet Res. 53, 155-160 (1992)

○単行本の場合

［１］ 神田一郎：マイコプラズマ，獣医微生物学，江戸三郎編，第１版，100-103，青山堂出版，東京（1992）

［２］ Smith J：マイコトキシン中毒，選択毒性，赤坂次郎訳，250，学会出版センター，東京（1989）

［３］ Roitt IM : Immunophoresis, Immunology, Fred OG, et al eds, 2nd ed, 150-160, Grower Med Publ, London (1989)

(2) 原著及び短報以外のもの

イ　用　語：原著及び短報と同様とする．

ロ　第１頁（表紙）：原著及び短報と同様とする．

ハ　第２頁（英文表題等）：英文の表題，著者名，筆頭著者の所属機関名及び所在地住所（郵便番号を含む）を記載する．筆頭著者の所属機関は，研究実施時のものとする．ただし，所属の異動があった場合は，著者が希望すれば現所属機関名及び住所を付記することができる．

ニ　第３頁以降は本文とし（和文要約及び英文要約（SUMMARY）は不要），原著及び短報のように区分して記述する必要はないが，内容はこれらの区分に従って記述する．図・表・写真及び引用文献は，原著及び短報と同様とする．

ホ　総説等の依頼原稿についてもイからニのとおりとする．

（著　作　権）

第８条　学会学術誌の著作権については，日本獣医師会雑誌編集等規程第６条の規定に基づき，掲載されたすべての記事の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は，日本獣医師会に帰属する．

（著者負担金）

第９条　次に掲げる料金は，著者が負担するものとし，負担金額は実費相当額として別に定めることとする．

(1) 第２条第１項に規定する別に定める投稿料

(2) 刷り上り頁数が第６条第４号で定める頁数を超過することを委員会によって認められた場合の超過頁の印刷料

(3) 第７条第１号のホ又は第２号のニで定める原図の作成料

(4) 第７条第１号のホ又は第２号のニで定める写真等のカラー印刷料

(5) 著者からの注文により作成する別刷の印刷料

（原稿の処理等）

第10条　学会学術誌に掲載した投稿原稿は返却しない．

第11条　学会学術誌の編集及び校正は委員会が行う．ただし，初校は著者が行い，初校時の内容の追加，変更は原則として認めない．

第12条　投稿原稿に関する照会先は，次の日本獣医師会事務局とする．

〒107-0062　東京都港区南青山1-1-1
新青山ビルヂング西館23階
日本獣医師会事務局
☎03-3475-1601　FAX03-3475-1604
E-mail：info@nichiju.lin.gr.jp

（雑　　則）

第13条　この規程に定めのない事項は，委員会の意見を聴いて委員長が処理する．

附　則（平成23年４月１日，日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会制定）

1　この日本獣医師会学会学術誌投稿規程（以下「投稿規程」という．）は，平成23年７月１日から施行する．

2　この投稿規程の施行に伴い，日本産業動物獣医学会誌投稿規程，日本小動物獣医学会誌投稿規程及び日本獣医公衆衛生学会誌投稿規程）（平成２年２月27日制定）は，廃止する．

別紙様式

「日本獣医師会学会学術誌」投稿票

＊原稿番号	＊受付日 年　　月　　日

題　名：

著者及び所属（連絡責任者）：

連絡先（住所・所属機関名称・TEL・FAX・E-MAIL）：

住　　所　〒

所属機関名称

TEL　　FAX

E-MAIL

希望する学術部門名：

・産業動物臨床・家畜衛生関連部門

・小動物臨床関連部門

・獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門

投稿区分：

総　説・原　著・短　報・技術講座・資　料・その他（　　）

原稿枚数：

ページ　（図　　枚，　表　　枚）

チェックリスト（著者が投稿前に確認）

☐ **規定の部数**（正副 4 部同封）

☐ **1 頁の文字数**（400 字詰め・25 字 × 24 行）　**及び**　**書体**（明朝体）

☐ **表紙の記載事項**
部門名（赤で記入），**区分**（赤で記入），**新規・継続の別**（赤で記入），**ランニングヘッド**（28 字以内），**連絡先及び連絡責任者**（連絡先は和文，英文ともに記載），**別刷希望数**（希望する場合赤で記入）

☐ **区　分**（内容との合致）

著者署名：

本原稿を投稿するに際し，①日本獣医師会学会学術誌投稿規程第２条の投稿資格及び条件を満たし，②同規程第８条の著作権の帰属を許諾するとともに，③著者全員が，本原稿を投稿規程に則って作成し，その内容に責任を有することを確認する．

年　　月　　日　　筆頭著者 _____ 印

著　　者 _____

著　　者 _____

著　　者 _____

著　　者 _____

著　　者 _____

著　　者 _____

著　　者 _____